

## 【フランス】新型コロナウイルス感染症による経済危機に対処する予算

主幹 海外立法情報調査室 三輪 和宏

\* 新型コロナウイルス感染症による経済危機に対処するため、経済活動の下支え、雇用の確保、企業や低所得者への支援等を目的として、2020年3月23日と同年4月25日に、2020年予算に対する第1次と第2次の補正予算が定められた。

### 1 補正予算の編成

#### (1) 背景と予算規模

新型コロナウイルス感染症の流行と感染防止策の実施によって、フランスの経済は大きな打撃を受けた。政府は、2020年の経済成長率を前年比マイナス11%と予測しており、2019年12月時点の予測値プラス1.3%から大きく後退した<sup>1</sup>。

このような事態を受け、フランス政府は、2020年予算<sup>2</sup>（会計年度は暦年）に対して、第1次、第2次の2回の補正予算を編成し、経済活動の下支え、雇用の確保、企業や低所得者への支援等を行うこととした。第1次補正予算（以下「第1次補正」）は、2020年3月23日に「2020年補正予算法第2020-289号」<sup>3</sup>として制定され、第2次補正予算（以下「第2次補正」）は、同年4月25日に「2020年補正予算法第2020-473号」<sup>4</sup>として制定された。

第1次補正は、①総額で約450億ユーロ<sup>5</sup>規模の緊急経済対策、②総額で3000億ユーロを上限とする「国家保証を付与する資金貸付け（PGE）」の創設の2つを柱とした。PGE<sup>6</sup>とは、銀行が企業等に対して行う貸付けについて、国が保証<sup>7</sup>を付与することにより円滑な貸付けを支援し、企業等のキャッシュフロー不足を補う制度である。

第2次補正は、第1次補正を拡充したもので、①総額で約1100億ユーロ規模の緊急経済対策、②PGEの充実の2つを柱とした。

#### (2) 緊急経済対策の主な項目と概算額

第1次補正は、①部分休業利用への助成金（55億ユーロ、第3条と附表B.2で後述。）、②零細企業等のための連帯基金（7億5千万ユーロ、第3条と附表B.3で後述。）、③雇用主・被用者の社会保険料及び法人税等に関し、その納付の延期が想定される金額（約350億ユーロ、第2条と附表A）である。

第2次補正は、①部分休業利用への助成金、②零細企業等のための連帯基金、③生活困窮者

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年7月8日である。

<sup>1</sup> 各々、2020年第3次補正予算法案（Projet de loi de finances rectificative pour 2020, n° 3074, 10 juin 2020. <[http://www.assemblee-nationale.fr/dyn/15/textes/115b3074\\_projet-loi.pdf](http://www.assemblee-nationale.fr/dyn/15/textes/115b3074_projet-loi.pdf)>）と2020年予算法（後掲注(2)）の予測値。

<sup>2</sup> 2020年予算法。Loi n° 2019-1479 du 28 décembre 2019 de finances pour 2020. <[https://www.legifrance.gouv.fr/jo\\_pdf.do?id=JORFTEXT000039683923](https://www.legifrance.gouv.fr/jo_pdf.do?id=JORFTEXT000039683923)>

<sup>3</sup> 2020年第1次補正予算法。Loi n° 2020-289 du 23 mars 2020 de finances rectificative pour 2020. <[https://www.legifrance.gouv.fr/jo\\_pdf.do?id=JORFTEXT000041746298](https://www.legifrance.gouv.fr/jo_pdf.do?id=JORFTEXT000041746298)>

<sup>4</sup> 2020年第2次補正予算法。Loi n° 2020-473 du 25 avril 2020 de finances rectificative pour 2020. <[https://www.legifrance.gouv.fr/jo\\_pdf.do?id=JORFTEXT000041820860](https://www.legifrance.gouv.fr/jo_pdf.do?id=JORFTEXT000041820860)>

<sup>5</sup> 1ユーロは約116.6円（令和2年7月分報告省令レート）。

<sup>6</sup> Prêt garanti par l'État. 2020年第1次補正予算法第6条。

<sup>7</sup> 貸付けが債務不履行になった場合に、銀行に対して借り手に代わって弁済を行うことの保証。

の支援費(4で後述)、④戦略的企業への出資金(6で後述)が主な支出で、総額は約400億ユーロ(第9条、附表B)である。それ以外に、⑤雇用主・被用者の社会保険料及び法人税等に関し、その納付の延期が想定される金額(約420億ユーロ、第8条)、⑥全国商工業雇用連合会(UNEDIC)<sup>8</sup>の債務に対する国家保証の金額(100億ユーロ、第17条)である。

本稿は、第2次補正を中心に解説し、比較として第1次補正についても触れることとする。

## 2 部分休業制度を企業が利用する場合の助成金の拡充(第9条<sup>9</sup>、附表B)

### (1) 予算額

部分休業(activité partielle: chômage partiel)<sup>10</sup>への国の助成金の費用として、55億ユーロ(第1次補正)に加え、新たに117億ユーロを計上した。部分休業への助成金は、国が3分の2(172億ユーロ)、UNEDICが3分の1(86億ユーロ)を負担し、部分休業を利用した企業に支給するものであり、総額で258億ユーロになる。

### (2) 制度の概要

部分休業制度は、企業が事業縮小時に従業員解雇を発生させないことを目的とする労働法典<sup>11</sup>上の制度である。具体的には、企業が、経済環境の悪化により事業所を閉鎖する場合等の一定の要件を満たした場合に、休業手当を支給した上で従業員を休ませることができ、その休業手当に対しては一定額が公的な助成金として企業に支給される。

### (3) 適用の要件

新型コロナウイルス感染症の流行下の要件は、①行政機関の命令で事業所の閉鎖が行われるとき、②事業活動の縮小を余儀なくされる場合又は物品等の調達が困難である場合であって、そのことを明示できるとき、又は③従業員の感染防止の手立て(例えば、テレワーク、感染防止のための行為規範)を導入することができないとき、という3つである<sup>12</sup>。

さらに、①～③の要件を満たさない企業の従業員であっても、④新型コロナウイルス感染症に罹患した場合に重大なリスクが発生するかもしれない脆弱な者、⑤④における脆弱な者と同居する者、⑥16歳未満の子の親で、子の学校等が閉鎖になった者、又は⑦障害児の親で、子のケアを行う施設が閉鎖になった者という4者に対しては、企業が部分休業を特別に認めることができ、公的な助成金も企業に対して支給される<sup>13</sup>。

<sup>8</sup> 全国商工業雇用連合会(Union nationale interprofessionnelle pour l'emploi dans l'industrie et le commerce: UNEDIC)は、失業保険に関する全国的運営機関であり、その債務とは、景気後退期に失業給付が大きく増加することで失業保険の財政状況が悪化することに伴う借入(債券の発行等)を指す。この借入に対しては、国が債務保証(債務が不履行になった場合に、全国商工業雇用連合会に代わって国が弁済を行うことの保証)を与えることが原則になっている。

<sup>9</sup> 本文2～8において掲げる条項、附表は、原則として、いずれも2020年補正予算法第2020-473号(第2次補正)のものである。

<sup>10</sup> 予算費目は「公衆衛生上の危機に基づく特別の部分休業制度の運用」とされる。部分休業(chômage partiel)は、労働法典(Code du travail. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=LEGITEXT000006072050>>)では、部分的活動(activité partielle)という。

<sup>11</sup> L.第5122-1条～L.第5122-5条、R.第5122-1条～R.第5122-26条。

<sup>12</sup> “Activité partielle: chômage partiel,” 2020.6.11. Ministère du Travail HP <<https://travail-emploi.gouv.fr/le-ministere-en-action/coronavirus-covid-19/questions-reponses-par-theme/faq-chomage-partiel-activite-partielle#cas-eligibles>>

<sup>13</sup> 2020年第2次補正予算法第20条。2020年5月から実施された。2020年5月より前は、便宜的に病欠で休み、疾病保険から病欠手当が支給された。Ministère des Solidarités et de la Santé, *Délivrance et indemnisation des avis d'arrêt de travail dans le cadre du COVID-19*, 2020.4.20. <[https://solidarites-sante.gouv.fr/IMG/pdf/arrêt-travail-covid-19\\_2.pdf](https://solidarites-sante.gouv.fr/IMG/pdf/arrêt-travail-covid-19_2.pdf)>.

#### (4) 対象者の範囲の拡大

対象になる者として、従来のフルタイム従業員に加えて、①パートタイム従業員、②見習い<sup>14</sup>、③熟練化契約<sup>15</sup>による労働者、④派遣労働者<sup>16</sup>、⑤経営役員等が加えられた<sup>17</sup>。

#### (5) 休業手当と公的助成金の支給

通例、企業は、従業員に対して従前の報酬（税・社会保険料の徴収前）の70%に相当する休業手当を支給する。これに対して、国及び UNEDIC は、当該企業に、①従業員の従前の報酬（同上）の70%まで、②法定最低賃金額の4.5倍まで、③年間で1,607時間の労働時間に相当する金額まで（2020年12月31日までの条件。以後1,000時間まで）、かつ、④法定最低賃金額に相当する金額は全額、という条件で助成金を支給する<sup>18</sup>。なお、実際の計算は、報酬等を時間単位に直して行われる。

### 3 零細企業等に助成金を支給するための連帯基金の拡充（第1条I<sup>1°</sup>、第9条、附表B）

#### (1) 予算額

零細企業、非雇用の就労者（職人等）、零細な請負業者、自由業者等に対して、経営の安定を支援するための助成金を支給する目的で設けられた連帯基金<sup>19</sup>に関しては、これに充当する費用として、7億5千万ユーロ（第1次補正）に加えて、新たに55億ユーロを計上した。更に州の予算が加わり、総額70億ユーロ規模の資金が連帯基金に充当されることになった。

#### (2) 助成金の支給要件と金額

連帯基金からの助成金を受けるための事業者の規模の要件は、①従業員数10人以下、②年間の売上げが100万ユーロ未満、かつ、③年間の税引き前利益が6万ユーロ未満である。

当該事業者が、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐために行政機関の命令で事業所を閉鎖した場合、又は直近の月額売上げが前年同月の売上げ（若しくは前年の月平均売上げ）に比べ50%以上減少した場合に、1,500ユーロまでの助成金が支給される。

さらに、経済的困難の程度が極めて高い事業者に対しては、2,000～5,000ユーロの助成金が追加支給される。その要件は、①事業者の資産（手元資金等）によっては、30日以内に返済期限が来る借入金の返済及び2020年3月～5月の期間の固定費（家賃等）の支払ができない場合、②銀行から融資を拒絶された場合、かつ、③-1 1人以上の従業員がいる場合、又は③-2 前年の売上げが8,000ユーロ以上の事業者が2020年3月1日から同年5月11日までの間に新型

<sup>14</sup> 義務教育修了後の若年労働者が、賃金を得つつ、体系的な職業訓練を受けるものをいう。レモン・ギリアンほか[編著]（中村紘一ほか監訳、Termes juridiques 研究会訳）『フランス法律用語辞典 第3版』三省堂、2012、p.34。

<sup>15</sup> 職業に就きつつ、その職業に関する資格取得を目指す特別な労働契約。

<sup>16</sup> 派遣元の会社が、部分休業の手続を行う。

<sup>17</sup> Ordonnance n° 2020-346 du 27 mars 2020 portant mesures d'urgence en matière d'activité partielle. <[https://www.legifrance.gouv.fr/jo\\_pdf.do?id=JORFTEXT000041762506](https://www.legifrance.gouv.fr/jo_pdf.do?id=JORFTEXT000041762506)>; Ordonnance n° 2020-428 du 15 avril 2020 portant diverses dispositions sociales pour faire face à l'épidémie de covid-19. <[https://www.legifrance.gouv.fr/jo\\_pdf.do?id=JORFTEXT000041800927](https://www.legifrance.gouv.fr/jo_pdf.do?id=JORFTEXT000041800927)>

<sup>18</sup> 労働法典 R.第 5122-12 条、D.第 5122-13 条。助成金の支給基準は、新型コロナウイルス感染症の流行に対処する経済対策の一環として、2013 年以降の基準を拡充する形で 2020 年 3 月 25 日に定められた。

<sup>19</sup> 「コロナウイルス感染症の影響を受けた企業のための連帯基金（Fonds de solidarité pour une entreprise touchée par les effets du Coronavirus）」。オルドナンス第 2020-317 号（Ordonnance n° 2020-317 du 25 mars 2020 portant création d'un fonds de solidarité à destination des entreprises particulièrement touchées par les conséquences économiques, financières et sociales de la propagation de l'épidémie de covid-19 et des mesures prises pour limiter cette propagation. <[https://www.legifrance.gouv.fr/telecharger\\_rtf.do?idTexte=LEGITEXT000041757780&dateTexte=20200513](https://www.legifrance.gouv.fr/telecharger_rtf.do?idTexte=LEGITEXT000041757780&dateTexte=20200513)>）によって創設された。

新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐために行政機関の命令で事業所を閉鎖した場合である。

この助成金は、法人税、所得税及び社会保険料等の拠出金が免除される（第1条I1°）。

#### 4 生活困窮者に対する特別の支援（第9条、附表B）

##### (1) 予算額

生活困窮者支援のために、「連帯、統合及び機会の平等」という予算費目で8億8千万ユーロが計上された。この費目によって、生活の困窮度合いが高い世帯に対して、連帯特別手当<sup>20</sup>と呼ばれる給付が一時金として支給される。

##### (2) 連帯特別手当の支給要件と金額

積極的連帯収入<sup>21</sup>、特別連帯手当<sup>22</sup>又は年金相当給付<sup>23</sup>等を既に受給している世帯に対して、150ユーロを支給する。子がいる場合には、子1人当たり100ユーロを加算して支給する。さらに、個別住宅手当<sup>24</sup>の受給世帯であって、積極的連帯収入、特別連帯手当及び年金相当給付等を受給していないものには、子がいる場合に限って、子1人当たり100ユーロを支給する。連帯特別手当は約410万世帯に支給されると想定される。

支給に当たっては、該当する世帯からの申請は不要で、家族手当金庫<sup>25</sup>、職業安定所<sup>26</sup>等が、職権で受給資格を審査し支払手続を行う。

#### 5 輸出に関する国の再保険制度の拡充（第15条）

新型コロナウイルス感染症の世界的流行のために、貿易環境における不確実性が増し、取引先からの不払のリスクを輸出企業が抱えるようになった。このような状況下で、輸出企業（特に中小企業）を保護するために、短期輸出信用保険<sup>27</sup>に対する公的な再保険の金額（総額）を、第1次補正時の20億ユーロ<sup>28</sup>から増額し、50億ユーロへ引き上げた。この再保険の拡充により、短期輸出信用保険を提供する民間保険会社が同保険の販売から撤退することを防ぎ、輸出企業が同保険を安定的に利用できることが目指されている。

#### 6 戦略的企業への公的な出資（第9条、附表B）

新型コロナウイルス感染症の流行の影響で、経営状態が大きく悪化した企業のうち、国家的な見地から支援を行うべきと考えられるもの<sup>29</sup>に対して、国家出資庁<sup>30</sup>を通じて公的な出資を行

<sup>20</sup> Aide exceptionnelle de solidarité.

<sup>21</sup> Revenu de solidarité active: RSA. 日本の生活保護に相当するもの。

<sup>22</sup> Allocation de solidarité spécifique: ASS. 失業保険の受給期間が満了した長期の失業者に対する手当。

<sup>23</sup> Allocation équivalent retraite: AER. 失業保険の受給期間が満了した失業者に、年金支給開始まで給付する手当。ただし、年金保険料を拠出している者が対象になる。

<sup>24</sup> Aide personnalisée au logement: APL. 世帯収入等の一定の要件の下で、家賃又は住宅ローンに対する補填の目的で支給される手当。

<sup>25</sup> Caisses d'allocations familiales: CAF.

<sup>26</sup> Pôle Emploi.

<sup>27</sup> 輸出における不払のリスクをカバーする民間の保険。

<sup>28</sup> 第1次補正のときは、国が再保険をかけることのできる輸出先（国）を17か国から全ての外国に拡大するとともに、再保険の総額を、それ以前の10億ユーロから20億ユーロに引き上げた。

<sup>29</sup> 戦略的企業 (entreprises stratégiques) と呼ばれ、エールフランス (Air France、航空会社)、ルノー (Renault、自動車会社)、バルローレック (Vallourec、鋼管会社) などが対象として想定された。

<sup>30</sup> Agence des participations de l'État: APE. 経済財務省に置かれる機関で、企業等への公的な出資を行う。

うための予算を 200 億ユーロ計上した。公的な出資の目的として、国家的に重要な企業の救済だけでなく、出資を受けた企業が、社会的責任と環境保護の責任（特に、気候変動の課題に対処するという責任）を十全に、かつ、模範的に果たすことも掲げられた。

## 7 国家保証を付与する資金貸付け（PGE）の充実（第 16 条）

### (1) PGE における保証の総額

第 1 次補正で導入された PGE<sup>31</sup>について、その充実を図った。国の保証の上限は、第 2 次補正後も第 1 次補正から変更がなく、総額 3000 億ユーロである。

### (2) 貸付けの概要

PGE の概要は、以下のとおりである（下線部分が、第 2 次補正によって追加された部分）。

- ①貸付けを行う者（貸手）：銀行、クラウドファンディング仲介業者<sup>32</sup>。銀行ではない者（後者）が貸付けを行うことについては、貸付け条件等が正当なものかどうかのチェックを国<sup>33</sup>が行い、その健全な運用を図る。
- ②貸付けを受けられる者（借り手）：企業に加えて、農家、商店、職人、自由業者、団体、財団等。ただし、銀行、不動産業者は対象外である。銀行業を営んでいない金融関連企業（プリペイドカード発行会社、フィンテック分野の企業等）を貸付けの対象とする。また、破産手続<sup>34</sup>に入った企業等を、一律に貸付けの対象外にすることはしない。
- ③貸付けの時期：2020 年 3 月 16 日から同年 12 月 31 日まで。
- ④貸付けの上限：原則として、2019 年又は直近会計年度の売上げの 25%の金額まで。複数の貸手から貸付けを同時に受けることが可能だが、その場合、貸付金の合計をこの上限の範囲に収めるものとする。
- ⑤貸付金利：全国一律ではなく、各々の貸手が決定できる。
- ⑥貸付けの拒絶：貸手は、50,000 ユーロ未満の貸付けを拒む場合、書面でその旨を伝えなければならない。貸付けを拒絶された場合でも、他の制度に基づいた貸付けを受ける可能性を否定するものではない。PGE で貸付けを受けられなかった場合の資金調達を支援するために、資本参加性貸付金<sup>35</sup>の枠組みで、2020 年 12 月 31 日までの期間、零細企業・中小企業に対して貸付け（これには国家保証を付与するものではない）を行うことができる。
- ⑦返済：最長で 5 年間の範囲で返済を行う。ただし、最初の 1 年間は返済が不要。
- ⑧国の保証の範囲：貸付金の 70～90%。これは、借り手の企業等の規模に応じたもので、規模が小さいほど保証の割合が大きくなる。例えば、従業員数 5,000 人未満、かつ、売上げが 15 億ユーロ未満の企業は、90%の保証を受けることができる。なお、保証の範囲を 100%としないのは、貸手のモラルハザード（資金回収の見込みが不透明な貸付け等の発生）を防ぐためである。

<sup>31</sup> 前掲注(6)参照。

<sup>32</sup> *Intermédiaire en financement participatif*. インターネットを通じて広く資金を募り、その資金の貸付けを事業者（借り手）に対して行うことを仲介する者。

<sup>33</sup> 実際の手続は、公的投資銀行（*Banque publique d'investissement S.A.: Bpifrance*）が行う。

<sup>34</sup> 破産手続には、会社更生手続、再建型破産手続、清算型破産手続がある。

<sup>35</sup> *prêt participative*. クラウドファンディングの一種。主に中小企業向けに長期低利の資金を貸し付ける枠組みとして、1978 年に設けられたもの。

## 8 税制等の措置の導入

### (1) 残業手当に対する非課税措置等 (第 3 条 II)

2020年3月16日から公衆衛生上の緊急事態の終期<sup>36</sup>までの期間に行われた残業に対して支払われる手当について、年間 7,500 ユーロまでの額に対しては、所得税及び社会保険料（被用者負担分）を免除するものとした。

### (2) 医療用マスク等に対する軽減税率 (第 5 条、第 6 条)

新型コロナウイルス感染症から身を守るための用品（保護具）に対する付加価値税を軽減し税率 5.5%にした（標準税率は 20%）。保護具とは、マスク（医療用マスク等の高水準の規格のもの）、防護服（手袋を含む）、アルコール含有ジェル、消毒剤等である。

### (3) 公務員に支給される特別手当に対する非課税措置等 (第 11 条)

公衆衛生上の緊急事態の期間において、特別に動員された公務員に支払われる特別手当<sup>37</sup>について、所得税と社会保険料（被用者負担分）を免除するものとした。この免除の適用を受ける特別手当は、2020年に支払が行われるものに限定される。

### (4) 電子印紙の有効期限の延長 (第 12 条)

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、行政窓口サービスの中には一時的に休止になるものがあり、その典型例がパスポート交付の事務であった。パスポートの申請の際には、あらかじめ電子印紙<sup>38</sup>を購入し、手数料を払う必要があるが、電子印紙の有効期限が 6 か月であり無効になる可能性が発生したため、その有効期限を 12 か月に延長した。

### (5) 生活困窮者支援の寄附促進のための減税制度 (第 14 条)

生活困窮者支援として無償で食事・居住支援・医療等を提供する団体<sup>39</sup>に対する寄附を 2020年1月1日から同年12月31日までに行った場合、所得税からの税額控除に関する例外的措置を適用することとした。すなわち、租税一般法典第 200 条第 1 項で規定する税額控除に関して、特例として、1,000 ユーロまで<sup>40</sup>の寄附金に対して税額控除される金額の算定率を 75%とした<sup>41</sup>。1,000 ユーロを超える寄附金に対しては、従来からの 66%の算定率が適用される。

#### 参考文献

- Laurent Saint-Martin, *Assemblée nationale Rapport*, n° 2761, 2020.3.19. <[http://www.assemblee-nationale.fr/dyn/15/rapports/cion\\_fin/115b2761\\_rapport-fond.pdf](http://www.assemblee-nationale.fr/dyn/15/rapports/cion_fin/115b2761_rapport-fond.pdf)>
- Laurent Saint-Martin, *Assemblée nationale Rapport*, n° 2822, 2020.4.16. <[http://www.assemblee-nationale.fr/dyn/15/rapports/cion\\_fin/115b2822\\_rapport-fond.pdf](http://www.assemblee-nationale.fr/dyn/15/rapports/cion_fin/115b2822_rapport-fond.pdf)>

<sup>36</sup> 2020年7月10日。三輪和宏「【フランス】新型コロナウイルス感染症の流行に対処する緊急法の制定」『外国の立法』No.284-1, 2020.7, p.7.

<sup>37</sup> 例えば、①新型コロナウイルスに感染する可能性が高い業務に従事する者（公営病院の看護師等）に支払われる、1人当たり 1,500 ユーロまでの特別手当、②公営病院スタッフに支払われる、特別割増しを加えた残業手当、③特別業務に従事した国家公務員及び地方公務員に支給される、1人当たり 1,000 ユーロまでの特別手当。

<sup>38</sup> timbre électronique. 特定の行政手続（パスポートの取得、自動車運転免許の更新等）の際に、その事務手数料を支払うためにインターネット上で購入する印紙。PDF形式の証書と暗証番号から構成される。

<sup>39</sup> 心のレストラン（Restos du cœur）、フランス赤十字（Croix-Rouge française）、カトリック救済会（Secours Catholique）、フランス人民救済会（Secours populaire français）等。租税一般法典（Code général des impôts. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=LEGITEXT000006069577>>）第 200 条第 1 項の要件に合致する団体であって、生活困窮者のために無償で援助を行うもの。

<sup>40</sup> 従来は 552 ユーロまで。この金額を超える寄附金の税額控除の算定率は 66%。

<sup>41</sup> 具体的には、1,000 ユーロの寄附を行った場合、その 75%の 750 ユーロが納めるべき所得税から税額控除される。寄附金の税額控除前の所得税が仮に 3,000 ユーロであれば、そこから 750 ユーロが差し引かれ 2,250 ユーロが納めるべき所得税になる。